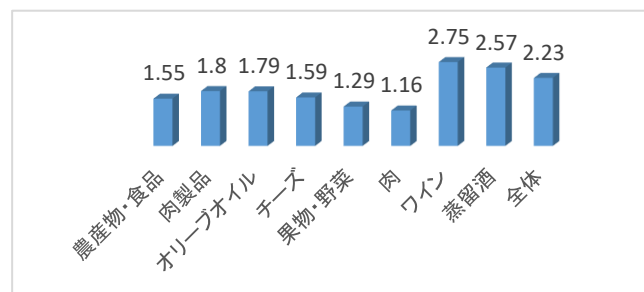


# EU は地理的表示保護制度によって価格上昇等の効果、我が国も同様の制度を導入

EU は、生産地域と結び付いた特有の品質等の特性を有する産品の名称を「地理的表示」として保護する仕組みを導入しています。この制度の特徴として品質等の基準を明細書として定め、基準への適合が確認されたものだけに名称使用を認めるという品質保証の仕組みがあり、保護対象となった農産品・食品の価格が一般品の 1.55 倍になる等の効果を上げています。

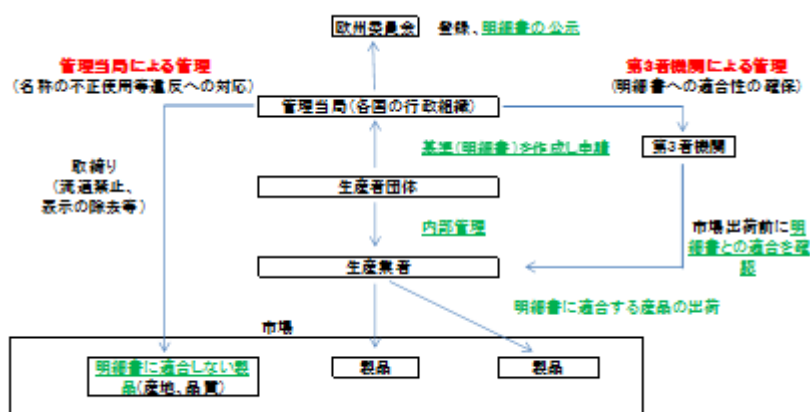
我が国で 2015 年に導入された地理的表示保護制度は、この EU の経験を踏まえたものであり、制度の活用により、差別化による付加価値向上や日本産品の海外展開上の効果が期待されます。

地理的表示産品と一般品の価格差（2010）



資料:AND-International (2012)

EU の保護制度における品質保証の仕組み



我が国制度は、EU 制度と共通点の多い仕組みですが、品質管理については、生産者団体が農林水産大臣の審査を受けた生産行程管理業務規程に基づき基準の適合性をチェックすることとなっており、この点は、第 3 者の確認を受ける EU の仕組みとは異なっています。

この成果の詳細については、農林水産政策研究所 Web サイトをご覧ください（以下参照）。

●セミナー・研究成果報告会（2014 年 11 月 11 日）

<https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2014/index.html#20141111>

●農林水産政策研究第 20 号（2013 年 3 月）

<https://doi.org/10.34444/00000050> [リポジトリへのリンク]

●行政対応特別研究 [地理的表示] 研究資料（2012 年 6 月）

<https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/24gi1.html>

[2015 年度 研究ピックアップ]